

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項および会社法施行規則第 192 条に定める書面)

令和 3 年 2 月 5 日

全国保証株式会社

令和3年2月5日

吸収分割にかかる事前開示事項

東京都千代田区大手町二丁目1番1号
全 国 保 証 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 石 川 英 治

当社は、令和3年1月25日付で摂津水都綜合信用株式会社（以下、「摂津水都綜合信用社」といいます。）との間で締結した吸収分割契約書に基づき、令和3年3月25日を効力発生日として、摂津水都綜合信用社が保有する有担保保証事業にかかる保証債務、契約上の地位およびこれらに付随する権利義務の一部を当社に承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます）を行うことといたします。

本吸収分割に関して開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約書の内容（会社法第794条第1項）

別紙1記載のとおりです。

2. 本吸収分割の対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第192条第1号）

当社は、本吸収分割に際して、現金1円を摂津水都綜合信用社へ交付することといたしました。

上記の事項は、承継する保証債務の時価相当額を鑑み事業価値を算定した結果をもとに、両社の協議・交渉の上決定いたしました。

3. 吸収分割会社に関する事項（会社法施行規則第192条第4号）

（1）吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2記載のとおりです。

（2）吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

4. 吸収分割承継会社に関する事項（会社法施行規則第 192 条第 6 号）

当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

5. 債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 192 条第 7 号）

当社は、本吸収分割の効力発生日以降に弁済期が到来する債務について、その履行を担保するのに足りる資産を有しており、債務履行に問題はないものと判断しております。

以上

吸収分割契約書

摂津水都総合信用株式会社（以下「甲」という。）及び全国保証株式会社（以下「乙」という。）は、第 1 条に定める事業に関して甲が有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条 （吸収分割）

甲は、本契約の定めるところに従い、効力発生日（第 5 条において定義する。）をもって、自己が営む信用保証事業（以下「本件対象事業」という。）に関して甲が有する第 3 条第 1 項所定の権利義務を乙に承継させ、乙は、これを承継する。

第 2 条 （商号・住所）

本件吸収分割の吸収分割会社である甲及び吸収分割承継会社である乙の商号及び住所は、それぞれ以下のとおりである

(1) 甲（吸収分割会社）

商号 摂津水都総合信用株式会社

住所 大阪府茨木市西駅前町 9 番 32 号

(2) 乙（吸収分割承継会社）

商号 全国保証株式会社

住所 東京都千代田区大手町二丁目 1 番 1 号

第 3 条 （承継する権利義務）

1. 乙は、本件吸収分割の効力発生日をもって、甲から、別紙「承継する資産・債務、権利・義務の明細」に記載の、本件対象事業に関する資産、債務、その他の権利義務及び契約上の地位を承継する。
2. 甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。
3. 乙が、第 1 項の規定に基づき乙が承継する債務以外の甲の債務につき、弁済又はその他の負担をしたときは、甲は、かかる債務の弁済又は負担の全額について乙からの求償に応じる。また、甲が、第 1 項に基づき乙が承継する債務につき、弁済又はその他の負担をしたときは、乙は、かかる債務の弁済又は負担の全額について甲からの求償に応じる。

4. 甲は、第 1 項に基づく乙による権利義務及び契約上の地位の承継に関し、登記、登録、通知、承諾その他一定の手続を必要とするもの又はこれらを対抗要件とするものであって、かつ、甲がかかる手続の一部又は全部を行わなければならないものについて、乙に協力して遅滞なくかかる手続を行う。

第 4 条 (分割に際して交付する金銭等)

乙は、本件吸収分割に際し、乙が前条第 1 項に基づき承継する権利義務及び契約上の地位の対価として、甲に対して金 1 円を交付する。

第 5 条 (効力発生日)

本件吸収分割がその効力を生ずる日 (以下「効力発生日」という。) は、令和 3 年 3 月 25 日とする。

第 6 条 (本契約の承認手続)

1. 甲は、効力発生日の前日までに株主総会を開催し、本契約及び本件吸収分割に必要な事項に関して株主総会の承認を得るものとする。
2. 乙は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずして本件会社分割を行うものとする。
3. 本条各項に規定する承認手続は、分割手続の進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上これを変更することができる。

第 7 条 (競業避止義務の不存在)

甲及び乙は、本件対象事業及びこれに類似する事業について、甲が会社法第 21 条に定める競業避止義務を負わないことを合意する。

第 8 条 (会社財産の管理等)

本契約締結後、効力発生日までの期間、甲は、善良なる管理者の注意をもって本件対象事業に係る業務の執行及び財産の管理をするものとし、本契約に重大な影響を及ぼす事項を行おうとするときは、あらかじめ乙と協議するものとする。

第 9 条 (本契約の変更)

本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、本件対象事業又は本件対象事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務及び契約上の地位に重大な変動が生じたときは、甲及び乙は、協議の上、本契約に定める分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 10 条 （本契約の効力）

本契約は、甲の株主総会における承認及び法令に基づき要求される監督官庁等の承認を得られないときは、その効力を失う。

第 11 条 （費用）

甲及び乙は、本契約に別途規定するものを除き、本契約の締結及び履行に係る一切の費用を各自負担するものとする。

第 12 条 （協議事項）

本契約に定める事項の他、本件吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上定める。

第 13 条 （準拠法及び合意管轄）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、かつ、これに従い解釈されるものとする。
2. 甲及び乙は、本契約に関連する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

[以下余白]

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年1月25日

(甲) 大阪府茨木市西駅前町9番32号

摂津水都総合信用株式会社

代表取締役 田伏 克博

(乙) 東京都千代田区大手町二丁目1番1号

全国保証株式会社

代表取締役社長 石川 英治

承継する資産・債務、権利・義務の明細

1 承継する資産（※）

現金 195,000,000 円

2 承継する保証債務（※）

保証債務 5,804,727,213 円（令和2年12月31日時点の残高）

※ 法律上の原因を問わず、効力発生日において発生している簿外債務及び偶発債務並びに効力発生日の前日までの原因に基づき効力発生日後に発生する簿外債務及び偶発債務は承継しない。

また、上記金額は本契約締結日における概算額であり、具体的な金額等については、効力発生日までの増減を加味した上で、甲乙間で別途定める。

3 承継する契約上の地位

本件対象事業に関して、甲の住宅ローン保証委託申込書に基づいて甲と甲の顧客との間で締結された保証委託契約上の地位

4 承継する義務

甲の清算終了登記後に、甲が担保権者として登記されている担保権の抹消登記申請義務

損益計算書

摂津水都綜合信用 株式会社

自 平成31年 4月 1日

至 令和 2年 3月31日

単位：円

科 目	金 額	金 額
【売 上 高】		
受 取 保 証 料	5,227,045	
受 取 手 数 料	685,787	
リ ー ス 料 収 入	976,909	6,889,741
【売 上 原 価】		
リ ー ス 売 上 原 価		91,647
売 上 総 利 益 金 額		6,798,094
【販売費及び一般管理費】		209,301,213
営 業 損 失 金 額		4202,503,119
【営 業 外 収 益】		
受 取 利 息	100,993	
受 取 配 当 金	1,500	
保 証 債 務 引 当 金 戻 入	8,882,000	
貸 倒 引 当 金 戻 入	223,651,000	
雑 収 入	15,792	232,651,285
経 常 利 益 金 額		30,148,166
税 引 前 当 期 純 利 益 金 額		30,148,166
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		420,000
当 期 純 利 益 金 額		29,728,166

販売費及び一般管理費

摂津水都綜合信用 株式会社

自 平成31年 4月 1日

至 令和 2年 3月31日

単位：円

科 目	金 額
役 員 報 酬	600,000
出 向 料	2,370,000
法 定 福 利 費	6,014
旅 費 交 通 費	35,190
通 信 費	125,358
保 險 料	3,930
修 繕 費	44,878
租 税 公 課	4,313,668
事 務 用 品 費	67,961
支 払 手 数 料	1,248,794
貸 倒 引 当 金 繰 入	197,589,048
保 証 債 務 引 当 金 繰 入	6,469,000
リ ー ス 料	229,767
貸 倒 引 当 金 戻 入	△3,820,695
雑 費	18,300
合 計	209,301,213

株主資本等変動計算書

摂津水都綜合信用 株式会社

自 平成31年 4月 1日
至 令和 2年 3月31日

単位：円

	株主資本							純資産合計
	資本金		資本剰余金		利益剰余金			
	資本金	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	株主資本合計	
当期首残高	430,000,000	387,550,000	387,550,000	1,140,000	△504,862,481	△503,722,481	313,827,519	313,827,519
当期変動額								
当期純利益					29,728,166	29,728,166	29,728,166	29,728,166
当期変動額合計	-	-	-	-	29,728,166	29,728,166	29,728,166	29,728,166
当期末残高	430,000,000	387,550,000	387,550,000	1,140,000	△475,134,315	△473,994,315	343,555,685	343,555,685

第 29 期
事 業 報 告 書

自 2019 年 4 月 1 日

至 2020 年 3 月 31 日

摂津水都綜合信用株式会社

第29期 事業報告書
(2019年4月1日 ～ 2020年3月31日)

摂津水都総合信用株式会社
代表取締役 田伏 克博

I. 業績について

* 損益の状況

売上高全体では、前期比▲12.7%減少の6,889千円となり、売上総利益は前期比▲12.8%減少の6,798千円となりました。貸倒引当金が32,295千円戻入となったことにより、税引前当期純利益は30,148千円、当期純利益は29,728千円となりました。

* 代位弁済の状況

2019年度の代位弁済は、3件の31,875千円となりました。代位弁済の回収は、1件の11,004千円であり、処分可能見込額との比較では回収率389.2%となりました。

II. 今後について

住宅ローンの保証業務と僅かなリース業務は事業規模が縮小しており、全国保証株式会社への「吸収分割」案件が進行しています。

ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2020 年 5 月 28 日

摂津水都総合信用株式会社
代表取締役 田伏克博 殿

監査役 矢永佳夫 

監査報告書の提出について

私監査役は、会社法第389条第2項の規定に基づき監査報告書を作成しましたので、別紙の通り提出いたします。

以上

監査報告書

私監査役は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第29期事業年度に係る計算書類及びその附属明細書を監査いたしました。

その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

なお、当会社の監査役は、定款37条に定めるところにより、監査の範囲が会計に関するものに限定されているため、事業報告を監査する権限を有しておりません。

1. 監査の方法及び内容

監査役は、取締役等から会計に関する職務の執行状況を聴取し、会計に関する重要な決済書類等を閲覧いたしました。

また、会計帳簿及びこれに関する資料を調査し、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2020年5月8日

監査役

矢永佳夫 